

令和3年7月15日(木)

長岡京市議会 議会運営委員会

委員長 上村真造

副委員長 福島和人

議会基本条例制定後の取り組み状況

条 文	平成29年10月まで	平成29年10月から令和3年9月まで【任期期間】
(目的) 第1条 【略】		
(議会と議員の責務) 第2条 【略】		
(議会の活動原則) 第3条 【略】		
<p>2 <u>議会は、市民に開かれた議会運営と市民への積極的な情報の提供により、議会の透明性の向上及び市民からの信頼の確保に努めます。</u></p>	<p>傍聴者への会議資料の閲覧を可能とするとともに、各委員会の傍聴については、委員長の許可制から原則公開としている。</p> <p>本会議のインターネット動画配信（ライブ中継と録画配信）をしている。委員会の動画配信については、継続検討中。</p> <p>議会だよりの紙面の充実（読みたくなる見やすいページレイアウトへの変更、ユニバーサルデザインフォントの採用、議案等への会派・個人別賛否状況の掲載、質問者の個人名掲載、200号から増ページ等）を行</p>	<p>本会議のインターネット動画配信については、令和3年6月議会から、会議ごとにホームページ上に速報版の配信を行うこととなった。</p> <p>また、委員会のインターネット動画配信については、新庁舎の新議事堂完成時の当初設備として導入する。なお、配信時期については、新議事堂完成後、状況が整い次第とする。</p> <p>令和2年3月議会より、本会議のインターネット動画配信をスマートフォンなどからも視聴できる環境を整備した。</p> <p>議会だよりにについては、読みたくなる見やすいページにするため、224号から全ページをフルカラー化（平成31年度）や225号からは分かりにくい用語を解説する語句解説欄を設けた。</p>

	<p>っている。</p> <p>会議録検索システムに委員会要録（各常任委員会・予算・決算審査の委員会・総合計画審査特別委員会・議会運営委員会）を追加掲載している。</p> <p>ホームページの充実（見やすいレイアウトへの変更、キッズページの掲載、政務活動費の全面公開、各委員会視察報告等）を行っている。</p>	<p>令和元年10月からは、ホームページに加え、長岡京市議会の公式 Facebook を開設し、情報発信に努めている。</p> <p>FMおとくにへのラジオ出演。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年1月 新年度議長あいさつ ・令和3年2月 コロナ禍及び緊急事態宣言下での議会の役割や議会で議論されている内容について ・令和3年5月 令和3年度一般会計予算とこれまでに実施してきた議会改革について <p>新庁舎の議場では、傍聴席に車椅子で行けるようスロープ設置を設置するなど、あらゆる人が傍聴しやすい環境を構築する。</p> <p>平成30年から、間もなく有権者となる高校生に対</p>
--	---	--

		し、主権者教育出前授業を実施している。
3 <u>議会は、議決機関という自覚のもと、市政運営の状況監視と、市政が抱える課題及び市長等の事務事業の執行状況等を踏まえ、<u>政策立案及び政策提案を行います。</u></u>	<p>議会としての政策立案及び政策提案を行っていくために、各常任委員会の所管で課題となっているテーマを設定し、調査研究を行うために所管事務調査の充実を行っている。</p> <p>また、常任委員会の枠を超える課題については、全議員が参画する議員政策研究会を設置し、課題となっているテーマについては分科会を立ち上げ、参画したい議員が誰でも参画できるものとした。</p>	<p>今後も、各常任委員会において、さらに所管事務調査を活用し、所管の課題を調査研究していくことが必要である。</p> <p>議員政策研究会については、議会のICT化の進め方などを論議するため、平成30年3月から平成31年3月まで長岡京市議会ICT化推進分科会を、また、性の多様性への理解を深めるため、令和元年6月から令和2年8月まで性の多様性社会研究分科会を立ち上げ、活発な議論を行った。</p> <p>平成30年12月に委員会提出議案として、長岡京市安全で快適な自転車の利用の促進に関する条例を上程、可決し、平成31年4月1日から施行した。</p> <p>また、令和2年9月には、長岡京市性の多様性社会の実現に向けた提言を市長及び教育長に手渡しし、本市のパートナーシップ宣誓制度導入への契機となった。</p>
4 <u>議会は、言論の府であることを自覚し、<u>自由な討論の場を目指します。</u></u>	<p>現状、各委員会での所管事務調査や請願審査時には、議員間での討議は行われているが、議案審議における自由討議は行われていないのが現状である。本会議では、議案（請願・意見書含む）に対する賛成・反対の討論は行われている。</p>	左記と同じ

(議長の活動原則) 第4条 【略】		
(議員の活動原則) 第5条 【略】		
2 議員は、市民の信託に応えるため、市民の意思及び市政が抱える課題を的確に把握し、積極的に <u>政策の提案及び提言を行うとともに、市民への市及び議会の情報の積極的な提供に努めます。</u>	第3条2項及び3項参照	第3条2項及び3項参照
3 議員は、言論が議会制度の根幹であることを自覚し、 <u>議員間の自由討議を推進します。</u>	第3条4項参照	第3条4項参照
(市民参加と市民との連携) 第6条 議会は、議会に対する市民の関心を高めるため、また市民への情報公開の徹底と説明責任を果たすために、 <u>多様な媒体を活用して、積極的な情報提供に努めます。</u>	第3条2項参照	第3条2項参照
2 <u>議会は、本会議及び委員会等を原則公開とします。</u>	第3条2項参照	第3条2項参照
3 <u>議会は、本会議、委員会等の論点を明確にした審議の充実と透明性の向上のために、配布資料等は傍聴人に原則公開とします。</u>	第3条2項参照 議案及び委員会資料の閲覧を可能とした(本会議6部、委員会各3部)。また、市立図書館及び議会図書室に議案や会議資料を配架している。	第3条2項参照 令和3年度から議案をホームページに掲載することについて検討を開始した。
4 <u>議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づき、参考人制度や公聴</u>	平成4年と平成28年に参考人招致の事例がある。	事例なし

<p><u>会制度を活用し、市民の意見や見識を議会の討論に反映させ、政策水準向上を目指します。</u></p>		
<p>5 <u>議会は、議会への市民参画と政策提案の拡大を図るために、多様な市民の意見を聴くための意見交換の場を設けることを可能とします。</u></p>	<p>毎年度1回、予算議会後に「市民と議会の意見交換会」を、各中学校区を順番に出向いて開催することとした。平成29年度で第5回目を迎えた。</p>	<p>市民と議会の意見交換会については、従来の各会派からの新年度予算についての報告会及び対面式での意見交換会を、議会改革の報告及びグループトークによる意見交換会に変更した。</p> <p>令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催できなかったが、従来よりも時間を延長して行うことや、グループトーク方式では、テーマを設定し意見交換を行うが、テーマ以外のフリートークも受け付けるなど柔軟な対応をすること、また開催場所については、人が来やすい公共施設での開催などを協議し、次回開催時に実現していきたい。</p>
<p>6 <u>議会は、委員会での請願者、陳情者による趣旨説明を可能とします。</u></p>	<p>事務局での受理時に意向確認することとし、委員会開会前に趣旨説明を受けている。</p> <p>また、請願・陳情の提出において自署がある場合は押印の省略を可としている。</p>	<p>左記と同じ</p>
<p>(議会と市長等の関係) 第7条 <u>議会は、市長等との緊張関係を保持するため、市政に関する情報の開示について透明化を図るよう、市長等に求めるものとします。</u></p>	<p>市政に関する情報の開示については、透明化が図られるよう一定取り組まれている。</p>	<p>左記と同じ</p>
<p>(議案の説明) 第8条 <u>議会は、議会に提案される議案について政策水準を高めるため、背景、経</u></p>	<p>現在、各常任委員会、予算・決算審査における委員会および議員政策研究会で、資料要求の取り組みがなされている。</p>	<p>左記と同じ</p>

<p><u>緯、根拠、関係法令、財源、経費等、関連する資料について明らかにするよう、市長等に求めるものとします。</u></p>		
<p>(議会の議決事項) 第9条 <u>地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事項は、総合計画基本構想に基づく基本計画の策定、変更等とします。</u></p>	<p>他の個別計画も議決事項に加えるべきという意見もあったが、基本計画のみを議決事項とした。また、総合計画条例が市長提案で策定され、基本構想の議決が追加された。</p>	<p>令和2年9月定例会で総合計画の基本計画の審議を行った。</p>
<p>(本会議) 第10条 <u>定例会の回数</u>は、長岡京市議会议事定例会条例(昭和31年長岡京市条例第8号)の定めるところによります。</p>	<p>通年議会の検討も行ったが、定例会は現行の年4回とした。</p>	<p>定例会は4回としている。</p>
<p>2 【略】</p>		
<p>(委員会) 第11条 <u>委員会は、市政の課題を的確に把握し、委員会の専門性と特性を生かした運営に努めます。</u></p>	<p>常任委員会の専門性と特性を生かすために、所管事務調査の充実を行い、政策論議の活発化を図っている。</p>	<p>所管事務調査のテーマ 平成29年10月から令和元年9月 ・総務産業常任委員会 まちな魅力発信について ・建設水道常任委員会 誰もが移動しやすいまちづくりについて ・文教厚生常任委員会 2025年問題について 令和元年10月から令和3年9月 ・総務産業常任委員会 農業振興と自治振興について ・建設水道常任委員会 将来を見据えたまちづくりについて</p>

		<p>・文教厚生常任委員会 (福)長岡京市社会福祉協議会及び(公財)長岡京市スポーツ協会について</p>
<p>2 <u>常任委員会は、市政の課題、市長等による政策の形成、事務事業の執行の状況等に対応して機能的に開くものとし</u>ます。</p>	<p>必要に応じて、開いている。</p>	<p>左記と同じ</p>
<p>3 <u>特別委員会は、市政の課題等に対応して必要がある場合に設置するもの</u>とします。</p>	<p>特別委員会は、特定の課題等に対応して設置するものとし、従来から設置している決算審査特別委員会のほか、総合計画特別委員会を設置した(H27.6.8～H27.9.29)。</p>	<p>従来から設置している決算審査特別委員会のほか、総合計画特別委員会(R02.8.26～R02.9.17)や新型コロナウイルス感染症対策特別委員会(R02.3.24～)を設置した。</p>
<p>(議員政策研究会) 第12条 議会は、市政の課題等に対し調査研究を行うため、<u>議員政策研究会を設置できること</u>とします。</p>	<p>第3条3項参照</p>	<p>第3条3項参照</p>
<p>(議会改革の推進) 第13条 議会は、<u>その権能を発展させるため、議会改革に継続的に取り組み、既存の制度や運営の方法等について、議会運営委員会において不断の見直しへ向けた取組を推進</u>します。</p>	<p>議会運営委員会において議会改革の見直しに向けた取り組みを継続的に推進している。</p>	<p>議会改革のテーマ IV期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会ICT化に向けたタブレットの導入 ・請願・陳情の趣旨説明 ・政務活動費のあり方について ・長岡京市議会公式フェイスブックページの開設 ・意見交換会の運営 ・議員活動と育児・介護等を両立できる環境の保障 ・各委員会のインターネット動画配信

		<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる人が傍聴しやすい環境の構築 <p>V期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会の開催方法について ・議会活動の基盤について ・一般質問に関して、一括質問方式と一問一答方式の選択制について ・市民アンケートやモニター制度実施について ・本会議のユーチューブでの配信について ・通信機器の持ち込みに関してなど時代に即した会議規則や傍聴規則の見直しについて
<p>(附属機関の設置)</p> <p>第14条 <u>議会は、議会の機能を強化するために、有識者などによる議会附属機関を設置できることとします。</u></p>	現在までに議会附属機関設置の実績はない。	現在までに議会附属機関設置の実績はない。
<p>(会派)</p> <p>第15条 <u>議員は、議会の活動を円滑に行うこと等のために、会派を結成することができます。</u></p>	会派構成人数を3名から2名に変更した。	会派構成人数は2名としている。
2 【略】		
<p>(他の地方議会等との連携)</p> <p>第16条 <u>議会は、他の地方議会等との連携を図りながら、その権能の発展及び機能の強化を図るための活動、研究等を行うものとしします。</u></p>	全国・近畿・山城・京都府・乙訓市町議長会活動(合同研修会など)等を通じて、権能の向上に努めている。	左記と同じ

<p>(議員定数)</p> <p>第17条 <u>議員定数は、長岡京市議会議員定数条例の定めるところによります。</u></p>	<p>議会運営委員会では結論が出ず、会派の意見併記となった。その後、議員提出議案が賛成多数で可決され、定数が26名から24名に変更された。</p>	<p>議会運営委員会で再び議論となったが、結論が出ず、会派の意見併記となった。</p>
<p>(議員報酬)</p> <p>第18条 <u>議員報酬は、長岡京市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に定めるところによります。</u></p>	<p>市長に報酬審議会に諮問されるよう要望書を提出し、答申の結果現状通りとした。また、公務員給与の臨時的減額に伴い、議会として、報酬をカット(一律7.8%、H25.7~H26.3)した。</p>	<p>議会運営委員会で再び議論となったが、結論が出ず、会派の意見併記となった。</p>
<p>(議員の政治倫理)</p> <p>第19条 【略】</p>		
<p>(政務活動費)</p> <p>第20条 <u>政務活動費は、政策の立案及び提案並びに市政に関する調査研究その他活動に資するために交付され、長岡京市議会政務活動費の交付に関する条例に定めるところによります。</u></p>	<p>現状、会派に対する政務活動費は、各月1日における当該会派の所属議員数に月額12,500円を乗じて得た額を年度ごとに一括して交付することとなっている。</p>	<p>議会運営委員会で再び議論となったが、結論が出ず、会派の意見併記となった。</p>
<p>2 <u>政務活動費の使途については、公正性、透明性を確保するために公開します。</u></p>	<p>政務活動費の使途については、活動報告書、全ての領収書(コピー)を含む収支報告書を図書室で公開し、議会ホームページにおいても全面公開を行っている。</p>	<p>左記と同じ</p>
<p>3 <u>議会は、議員活動を強化するために、政務活動費の効果的活用に努めます。</u></p>	<p>第20条2項参照</p>	<p>第20条2項参照</p>
<p>(議員研修の充実強化)</p> <p>第21条 <u>議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上のために、議員研修の充実強化を図ります。</u></p>	<p>議会としては、改選時の議員研修や議員互助会、乙訓市町議会議長会の研修を実施している。</p>	<p>左記と同じ</p>
<p>2 <u>議会は、議員にこの条例の理念を認識、浸透させるため、一般選挙を経た任</u></p>	<p>一般選挙後に議会基本条例についての研修を実施している。</p>	<p>左記と同じ</p>

<p><u>期開始後速やかにこの条例の研修を行うものとします。</u></p>		
<p>(議会事務局) 第22条 <u>議会は、その権能の発展及び機能の確立に向けた取組の強化並びに議会の活動の円滑かつ効率的な実施に資するため、<u>議会事務局の調査・法務機能を高める等、機能の強化及び組織の体制整備に努めます。</u></u></p>	<p>定員管理計画との整合も必要だが、今後将来的に、法務及び議会ICT化に対応した職員の任用が必要となってくることから、市長へ体制強化を要望している。</p>	<p>左記と同じ</p>
<p>(議会図書室) 第23条 <u>議会は、議員の調査研究に資するため、<u>議会図書室を設置し、図書等の充実に努めるものとし、併せて市民への公開や有効活用を図ります。</u></u></p>	<p>市民にも利用しやすい図書室づくりを目指し、議会関係資料の充実や時代のニーズに沿った図書の購入に努めている。</p>	<p>左記と同じ</p>
<p>(災害時発生時における議会の活動) 第24条 <u>議会は、<u>災害から市民の生命、身体及び財産を守り、市民生活の平穩を確保するため、総合的かつ機動的な活動が図られるよう、市長等と協力し、対応するものとします。</u></u></p>	<p>議員政策研究会において、災害時における議会対応指針と災害対応ブックを策定している。</p>	<p>平成30年8月に本市議会災害時における議会対応細則を制定した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策において、災害における議会対応指針に準じて対応し、令和2年3月に新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を設置し、必要に応じて特別委員会を開催している。</p>
<p>2 <u>議会は、大規模災害等における具体的な対応指針を定め、議会及び議員は、その指針に基づき対応するものとします。</u></p>	<p>第24条1項参照</p>	<p>第24条1項参照</p>
<p>(他の条例等との関係) 第25条 【略】</p>		

<p>(条例の見直し)</p> <p>第26条 <u>議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この規定について検討を加え、その結果に基づいて、<u>所要の措置を講じることとします。</u></u></p>	<p>過去において、その必要性から2回の一部改正を行っている。</p>	<p>改正なし</p>
--	-------------------------------------	-------------